

●香川県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年4月4日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 丸亀市飯山町下法軍寺字島田 820番4地先から 丸亀市飯山町川原209番地先ま で | 13.4～47.2 | 942 | 平成20年香川県告示第513号 で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成29年4月7日